

平成28年度決算検査報告に掲記した事項等の総件数は423件であり、指摘金額は計874億4130万円である。この内訳は次のとおりである。

事 項 等	掲 記 件 数	指 摘 金 額	左記の掲記件数のうち 背景金額を掲記した件数
不 当 事 項	<input type="checkbox"/> 収 23件	41億2932万円	—
	<input type="checkbox"/> 支 310件	95億8889万円	—
	333件	137億1821万円	—
意見を表示し又は 処置を要求した事項			
34条関係	<input type="checkbox"/> 支 8件	52億7144万円	1件
34条及び36条関係	<input type="checkbox"/> 収 1件	5億2810万円	—
	<input type="checkbox"/> 支 3件	28億8211万円	2件
36条関係	<input type="checkbox"/> 支 16件	171億2963万円	4件
	28件	258億1128万円	7件
本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	<input type="checkbox"/> 収 9件	147億2637万円	—
	<input type="checkbox"/> 支 38件	357億8762万円	10件
	47件	505億1399万円	10件
特に掲記を要すると 認められた事項	<input type="checkbox"/> 支 1件	—	1件
指 摘 事 項 計	<input type="checkbox"/> 収 33件	< 33件分 > 173億6240万円	/
	<input type="checkbox"/> 支 376件	< 365件分 > 700億7890万円	
	409件	< 398件分 > 874億4130万円	
国会及び内閣に対する 報告（随時報告）	9件	/	/
国会からの検査要請 事項に関する報告	2件		
特定検査対象に 関する検査状況	3件		
総 計	423件	< 398件分 > 874億4130万円	/

注(1) 指摘金額・背景金額……7ページ参照

注(2) 収 は収入に関するもので、 支 は支出等に関するものである。

注(3) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額と一致しない場合がある。

注(4) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計7件ある。

注(5) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの及び「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

【参考1】

平成28年度決算検査報告掲記事項の府省・団体別、事項別件数金額総括表

府省又は 団体名	事項 不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
		会計検査院法 第34条関係	会計検査院法 第34条及び 第36条関係	会計検査院法 第36条関係		
内閣府 (内閣府本府)		件	件	件	件	件
					収 1 9億7791万円	収 1 9億7791万円
内閣府 (警察庁)					支 1 9782万円	支 1 9782万円
		支 16 2億7981万円		支 1 3億7202万円	支 1 13億3918万円	支 18 19億7894万円
総務省						
		支 29 20億0695万円		支 1 2億4936万円	支 2 4億6331万円 (39億6518万円)	支 32 26億5722万円 (39億6518万円)
法務省						
		収 1 4億7293万円				収 1 4億7293万円
外務省						
		支 1 580万円				支 1 580万円
財務省						
				支 2 5億8651万円 (314億7615万円)		支 2 5億8651万円 (314億7615万円)
財務省						
		収 1 4億8788万円			支 1 969万円	収 1 4億8788万円
文部科学省						
		収 2 1億4888万円			収 1 1億8870万円	収 3 1億8870万円
厚生労働省						
		支 44 9億5750万円	支 1 8億8482万円	支 1 9億0949万円	支 1 4116万円	支 47 22億8664万円
厚生労働省						
		収 2 11億4711万円	収 1 5億2810万円		収 2 4億2986万円	収 5 21億0507万円
農林水産省						
		支 125 31億8254万円	支 1 18億7346万円	支 3 8億4141万円 (2億8456万円) (9425万円)	支 1 4215万円	支 130 59億3956万円 (2億8456万円) (9425万円)
農林水産省						
		収 4 1億0101万円			収 1 43億7700万円	収 5 43億7700万円
経済産業省						
		支 22 2億4236万円	支 1 3億9144万円 (25億6660万円)	支 4 102億4261万円	支 2 4億5230万円 (11億7905万円)	支 29 113億2871万円 (25億6660万円) (11億7905万円)
経済産業省						
		収 1 1426万円			収 1 1834万円	収 2 1834万円
国土交通省						
		支 8 3億0074万円	支 1 24億4482万円	支 2 33億9628万円 (5億5186万円)	支 1 4268万円	支 12 61億8452万円 (5億5186万円)
国土交通省						
		収 5 15億5237万円			収 1 84億9998万円	収 6 84億9998万円
環境省						
		支 17 9億4323万円	支 1 1億6385万円	支 1 4億7714万円	支 5 283億5610万円 (9627万円)	支 24 299億4032万円 (9627万円)
環境省						
		支 17 3億8655万円	支 3 2億3520万円 (5601億5062万円)			支 20 6億2175万円 (5601億5062万円)

府省又は 団体名	事項 不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
		会計検査院法 第34条関係	会計検査院法 第34条及び 第36条関係	会計検査院法 第36条関係		
防 衛 省	収 7 2億0484万円	件	件	件	収 1 2億0965万円	収 8 2億0965万円
	支 14 2億4744万円		支 1 4585万円 (671億7229万円)		支 5 12億8290万円	支 20 15億7619万円 (671億7229万円)
日本私立学校 振興・共済事業団	支 8 4792万円				支 1 (4億7683万円)	支 9 4792万円 (4億7683万円)
日本中央競馬会					収 1 2493万円	収 1 2493万円
	支 1 2113万円					支 1 2113万円
東日本高速 道路株式会社					支 1 (87億0635万円)	支 1 (87億0635万円)
中日本高速 道路株式会社					支 1 (5億1466万円)	支 1 (5億1466万円)
本州四国連絡高速 道路株式会社					支 1 5億5576万円	支 1 5億5576万円
全国健康保険協会	支 1 1643万円	支 1 1761万円				支 2 3404万円
日本年金機構			収 1			収 1
国立研究開発法人 量子科学技術 研究開発機構	支 1 1億2919万円					支 1 1億2919万円
国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構	支 1 1075万円				支 2 7938万円	支 3 9013万円
国立研究開発法人 産業技術総合研究所		支 1 20億9650万円				支 1 20億9650万円
独立行政法人 造幣局	支 1 8359万円					支 1 8359万円
独立行政法人 国際協力機構				支 1	支 2 (4億4810万円) (1兆2262億5939万円)	支 3 (4億4810万円) (1兆2262億5939万円)
国立研究開発法人 宇宙航空 研究開発機構					支 1 3130万円 (318億3257万円)	支 1 3130万円 (318億3257万円)
独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援機構					支 1 4260万円	支 1 4260万円
独立行政法人 自動車事故対策機構	支 1 4189万円					支 1 4189万円
独立行政法人 石油天然ガス・金属 鉱物資源機構				支 1 5481万円	支 1 1億9064万円	支 2 2億4545万円
独立行政法人 国立病院機構	支 2 6億1336万円					支 2 6億1336万円
独立行政法人 中小企業 基盤整備機構				支 1		支 1
独立行政法人地域 医療機能推進機構					支 1 23億9179万円	支 1 23億9179万円

府省又は 団体名	事 項	不 当 事 項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
			会計検査院法 第34条関係	会計検査院法 第34条及び 第36条関係	会計検査院法 第36条関係		
独立行政法人 住宅金融支援機構		件	件	件	件	件	件
						支 1 3億4675万円	支 1 3億4675万円
国立研究開発法人 国立国際医療 研究センター	支	1 7163万円					支 1 7163万円
首都高 速路株式会 社						支 1 (16億7688万円)	支 1 (16億7688万円)
北海道旅客鉄 道株式会 社						支 1 580万円	支 1 580万円
四国旅客鉄 道株式会 社						支 1 670万円	支 1 670万円
東日本電信電 話株式会 社						支 1 803万円	支 1 803万円
西日本電信電 話株式会 社						支 1 158万円	支 1 158万円
特に掲記を要すと 認められた事項							支 1 (412億0869万円)
合 計	収	23 41億2932万円		収 1 5億2810万円		収 9 147億2637万円	収 33 173億6240万円
	支	310 95億8889万円	支 8 52億7144万円	支 3 28億8211万円	支 16 171億2963万円	支 38 357億8762万円	支 376 700億7890万円
	計	333 137億1821万円	計 8 52億7144万円	計 4 34億1021万円	計 16 171億2963万円	計 47 505億1399万円	計 409 874億4130万円

○ 上記の各事項のほか、「国会及び内閣に対する報告」（随時報告）が9件、「国会からの検査要請事項に関する報告」が2件、「特定検査対象に関する検査状況」が3件あり、これらを含めた掲記件数は423件である。

注(1) 収は収入に関するもので、支は支出等に関するものである。

注(2) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

注(3) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(4) 外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 厚生労働省の1件及び日本年金機構の1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘であり、金額は厚生労働省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6) 経済産業省のうち1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘であり、金額は経済産業省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(7) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(①防災を目的として整備する設備機器等の耐震性に関するもの(48ページ及び180ページ参照)、②沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金に関するもの(61ページ、63ページ、64ページ及び186ページ参照))と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(③地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)に関するもの(33ページ及び267ページ参照)、④個人番号カード交付事業費補助金に関するもの(46ページ及び271ページ参照)、⑤東日本大震災からの復旧・復興事業に関連して発生した返納金等の取扱いに関するもの(107ページ及び306ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(8) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計7件ある。

【参考2】

掲記件数、指摘金額の推移（平成19～28年度決算検査報告）

年 度	掲 記 件 数	指 摘 金 額
平成19	981件	1253億6011万円
20	717件	2364億5000万円
21	986件	1兆7904億8354万円
22	568件	4283億8758万円
23	513件	5296億0742万円
24	630件	4907億4510万円
25	595件	2831億7398万円
26	570件	1568億6701万円
27	455件	1兆2189億4132万円
28	423件	874億4130万円

(注) 掲記件数には「国会及び内閣に対する報告」（随時報告）、「国会からの検査要請事項に関する報告」及び「特定検査対象に関する検査状況」の件数も含まれている。

【参考3】

指摘金額と背景金額

「指摘金額」

指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

「背景金額」

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。